

令和 8 年 8 月 2 0 日

都市整備政策部都市計画課

東京都市計画生産緑地地区の変更について

1. 種類、件数及び面積

東京都市計画生産緑地地区

	変更前	変更後	増減
地区数	453件	443件	▲10件
面積	約77.81ha (約778,090㎡)	約76.33ha (約763,250㎡)	▲約1.48ha (約14,840㎡)

※面積精査 ▲約170㎡を含む

2. 変更概要

区分	理由	件数	面積
削除のみ	行為制限解除（生産緑地法第14条）	15件	約1.41ha (約14,080㎡)
	公共施設設置（生産緑地法第8条4項）	1件	約0.21ha (約2,110㎡)
追加のみ	都市計画決定権者が必要と判断	7件	約0.19ha (約1,890㎡)
削除+追加	削除と追加を同一地区内で実施	1件	削除約0.09ha（約890㎡）/追加約0.05ha（約520㎡）

※削除のみ：全部削除11件、一部削除5件

※追加のみ：全部追加1件、一部追加6件

3 変更内容

変更内容は、別紙のとおり。

4 これまでの経緯、今後の予定

令和 8年 7月23日 世田谷区農業委員会へ意見照会

9月 3日 都市計画案の公告・縦覧（9月17日まで）

11月上旬 世田谷区都市計画審議会へ諮問

11月下旬 都市計画決定・告示

令和 9年 2月 世田谷区農業委員会へ報告

東京都市計画生産緑地地区の変更（世田谷区決定）

東京都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約76.33ha

第2 削除を行う位置および区域

名 称		位 置	削除面積	備考
番 号	地 区 名			
38	松原	世田谷区松原四丁目地内	約 1,590 m ²	地区の全部
167	中町	世田谷区中町四丁目地内	約 1,050 m ²	地区の一部
213	用賀	世田谷区用賀一丁目地内	約 750 m ²	地区の全部
297	千歳台	世田谷区千歳台二丁目地内	約 230 m ²	地区の一部
454	岡本	世田谷区岡本二丁目地内	約 3,190 m ²	地区の全部
515	上祖師谷	世田谷区上祖師谷二丁目地内	約 500 m ²	地区の一部
526	上祖師谷	世田谷区上祖師谷四丁目地内	約 750 m ²	地区の全部
542	上祖師谷	世田谷区上祖師谷七丁目地内	約 920 m ²	地区の全部
547	粕谷	世田谷区粕谷二丁目地内	約 30 m ²	地区の一部
548	粕谷	世田谷区粕谷二丁目地内	約 540 m ²	地区の全部
576	南烏山	世田谷区南烏山一丁目地内	約 200 m ²	地区の一部
635	成城	世田谷区成城四丁目地内	約 2,110 m ²	地区の全部
697	上祖師谷	世田谷区上祖師谷六丁目地内	約 730 m ²	地区の全部
709	千歳台	世田谷区千歳台一丁目地内	約 550 m ²	地区の全部
721	用賀	世田谷区用賀一丁目地内	約 1,030 m ²	地区の全部
722	祖師谷	世田谷区祖師谷六丁目地内	約 2,020 m ²	地区の全部
計	16 件		約 16,190 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

公共施設等の用地又は買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除する。

第3 追加を行う位置および区域

名 称		位 置	追加面積	備考
番 号	地 区 名			
86	等々力	世田谷区等々力二丁目地内	約 250 m ²	地区の一部
93	等々力	世田谷区等々力四丁目地内	約 60 m ²	地区の一部
116	等々力	世田谷区等々力七丁目地内	約 210 m ²	地区の一部
441	大蔵	世田谷区大蔵六丁目地内	約 180 m ²	地区の一部
464	大蔵	世田谷区大蔵一丁目地内	約 220 m ²	地区の一部
504	八幡山	世田谷区八幡山三丁目地内	約 250 m ²	地区の一部
785	祖師谷	世田谷区祖師谷二丁目地内	約 720 m ²	地区の全部
計	7 件		約 1,890 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を追加する。

第4 削除して追加を行う位置及び区域

名 称		位 置	削除面積	追加面積
番 号	地 区 名			
427	宇奈根	世田谷区宇奈根三丁目地内	約 890 m ²	約 520 m ²
計	1 件		約 890 m ²	約 520 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理由

買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するとともに、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を追加する。

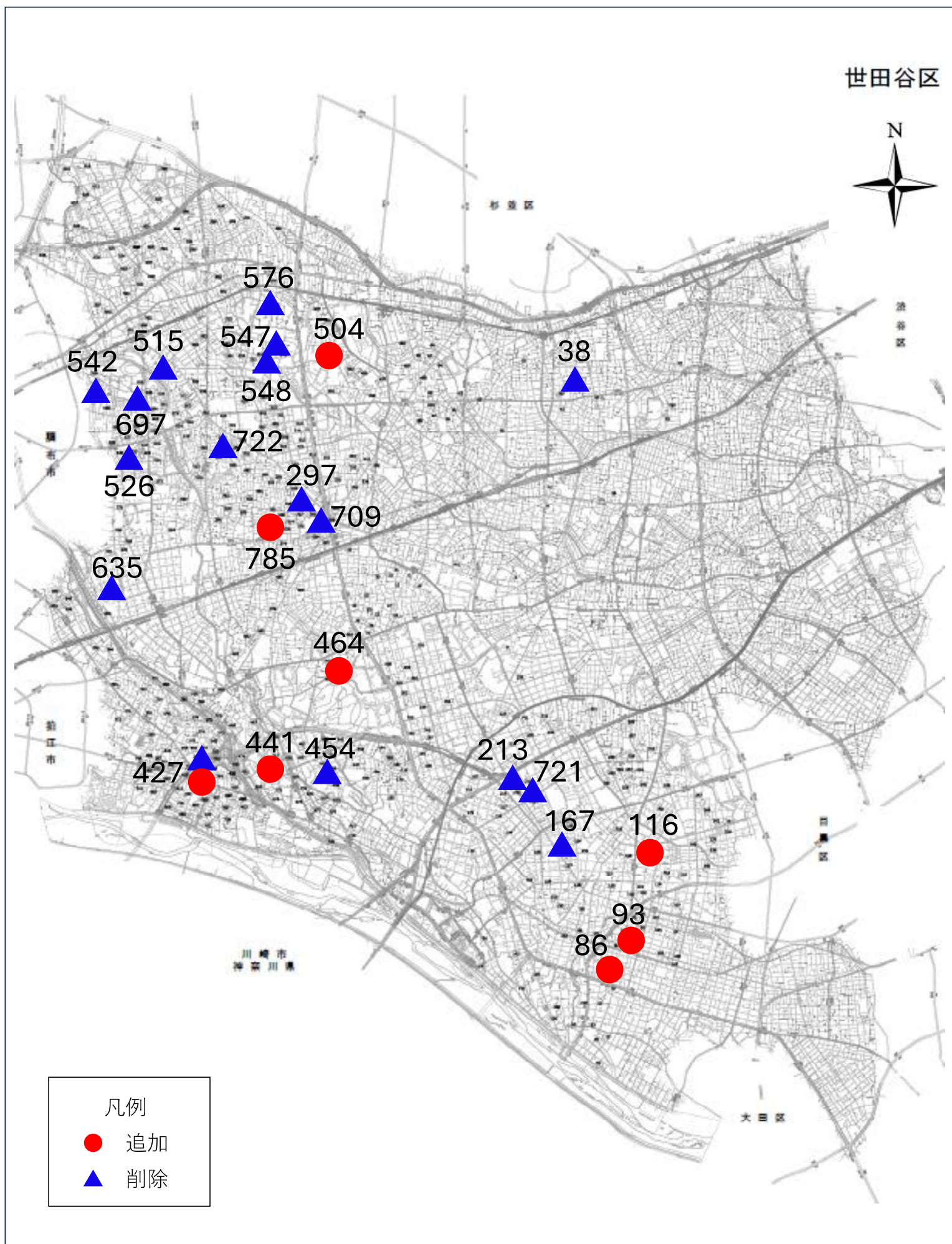
新旧対照表

番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面 積		削除	追加	面積	
38	約 1,590 m ²	世田谷区松原四丁目地内	約 1590 m ²		0 m ²	全部削除
86	約 850 m ²	世田谷区等々力二丁目地内		約 250 m ²	約 1,100 m ²	
93	約 1,670 m ²	世田谷区等々力四丁目地内		約 60 m ²	約 1,730 m ²	
116	約 2,920 m ²	世田谷区等々力七丁目地内		約 210 m ²	約 3,130 m ²	
167	約 1,760 m ²	世田谷区中町四丁目地内	約 1,050 m ²		約 700 m ²	一部削除、精査による減10m ² を含む
213	約 750 m ²	世田谷区用賀一丁目地内	約 750 m ²		0 m ²	全部削除
291	約 1,110 m ²	世田谷区祖師谷六丁目地内			約 1,090 m ²	精査による減 20m ²
297	約 5,800 m ²	世田谷区千歳台二丁目地内	約 230 m ²		約 5,570 m ²	一部削除
427	約 3,120 m ²	世田谷区宇奈根三丁目地内	約 890 m ²	約 520 m ²	約 2,750 m ²	
441	約 1,420 m ²	世田谷区大蔵六丁目地内		約 180 m ²	約 1,600 m ²	
454	約 3,190 m ²	世田谷区岡本二丁目地内	約 3,190 m ²		0 m ²	全部削除
464	約 2,840 m ²	世田谷区大蔵一丁目地内		約 220 m ²	約 3,060 m ²	
504	約 1,540 m ²	世田谷区八幡山三丁目地内		約 250 m ²	約 1,800 m ²	精査による増10m ² を含む
515	約 3,110 m ²	世田谷区上祖師谷二丁目地内	約 500 m ²		約 2,610 m ²	一部削除
526	約 750 m ²	世田谷区上祖師谷四丁目地内	約 750 m ²		0 m ²	全部削除
542	約 920 m ²	世田谷区上祖師谷七丁目地内	約 920 m ²		0 m ²	全部削除
547	約 720 m ²	世田谷区粕谷二丁目地内	約 30 m ²		約 520 m ²	一部削除、精査による減170m ² を含む
548	約 540 m ²	世田谷区粕谷二丁目地内	約 540 m ²		0 m ²	全部削除
576	約 1,990 m ²	世田谷区南烏山一丁目地内	約 200 m ²		約 1,810 m ²	一部削除、精査による増20m ² を含む
635	約 2,110 m ²	世田谷区成城四丁目地内	約 2,110 m ²		0 m ²	全部削除
697	約 730 m ²	世田谷区上祖師谷六丁目地内	約 730 m ²		0 m ²	全部削除
709	約 550 m ²	世田谷区千歳台一丁目地内	約 550 m ²		0 m ²	全部削除
721	約 1,030 m ²	世田谷区用賀一丁目地内	約 1,030 m ²		0 m ²	全部削除
722	約 2,020 m ²	世田谷区祖師谷六丁目地内	約 2,020 m ²		0 m ²	全部削除
785	約 0 m ²	世田谷区祖師谷二丁目地内		約 720 m ²	約 720 m ²	新規指定
小計	43,030 m ²		約 17,080 m ²	約 2,410 m ²	約 28,190 m ²	面積精査の合計▲170 m ² を含む
変更のない地区	計 429 件				計 429 件	
	計 735,060 m ²				計 735,060 m ²	
計	453 件				計 443 件	▲10件
計	778,090 m ²				計 763,250 m ²	▲14,840m ²

変更概要

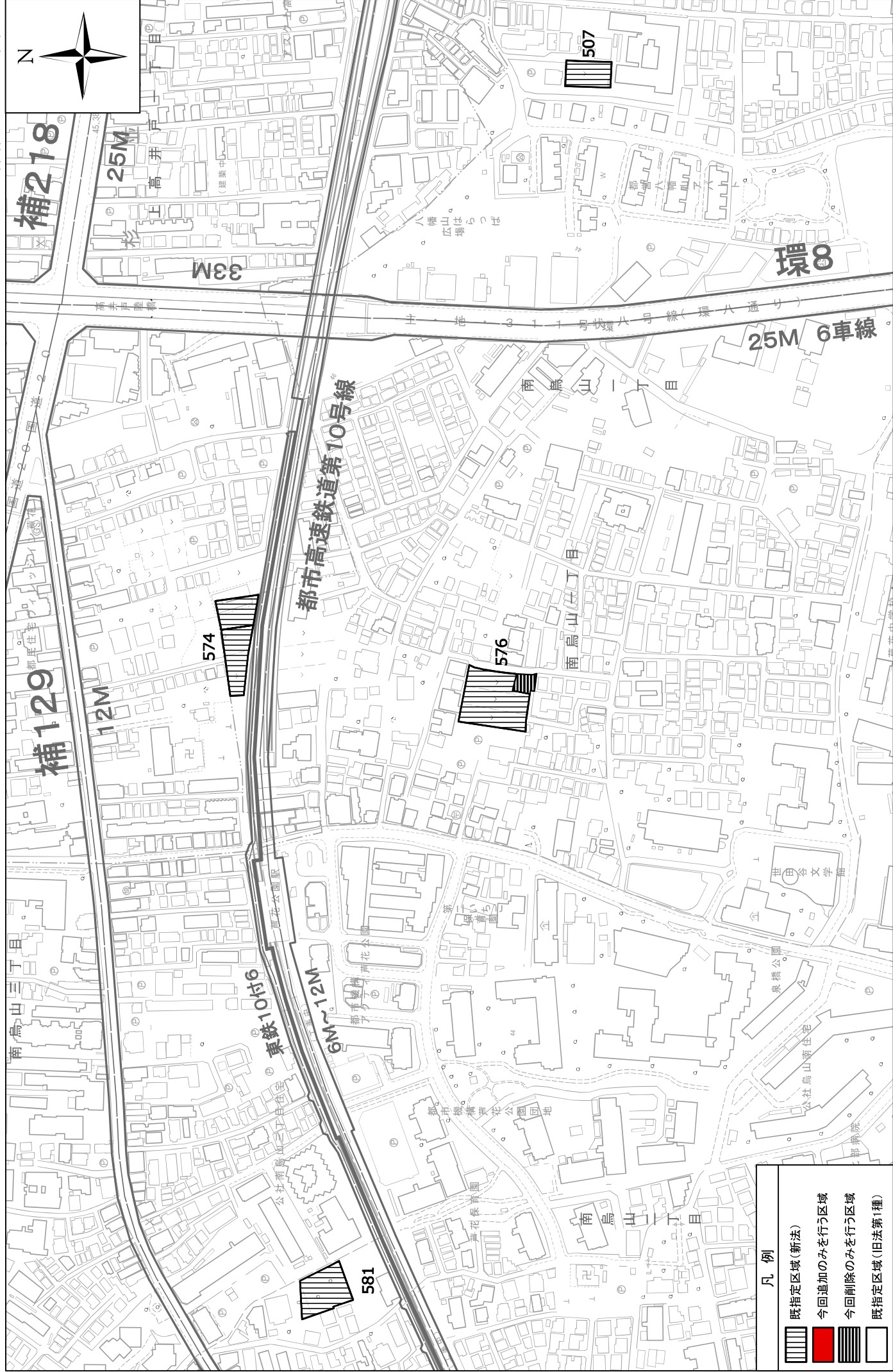
種 類	変 更 事 項
生産緑地地区	1. 位置の変更（新旧対照表のとおり） 2. 区域の変更（計画図のとおり） 3. 面積の変更（453件→443件 ▲10件） （約77.81ha→約76.33ha -1.48ha）

令和8年度 生産緑地地区変更箇所図



東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

図面番号
世田谷区
1 / 16
3 4
箇所図番号



凡 例

- 既指定区域(新法)
- 今回追加のみを行う区域
- 今回削除のみを行う区域
- 既指定区域(旧法第1種)

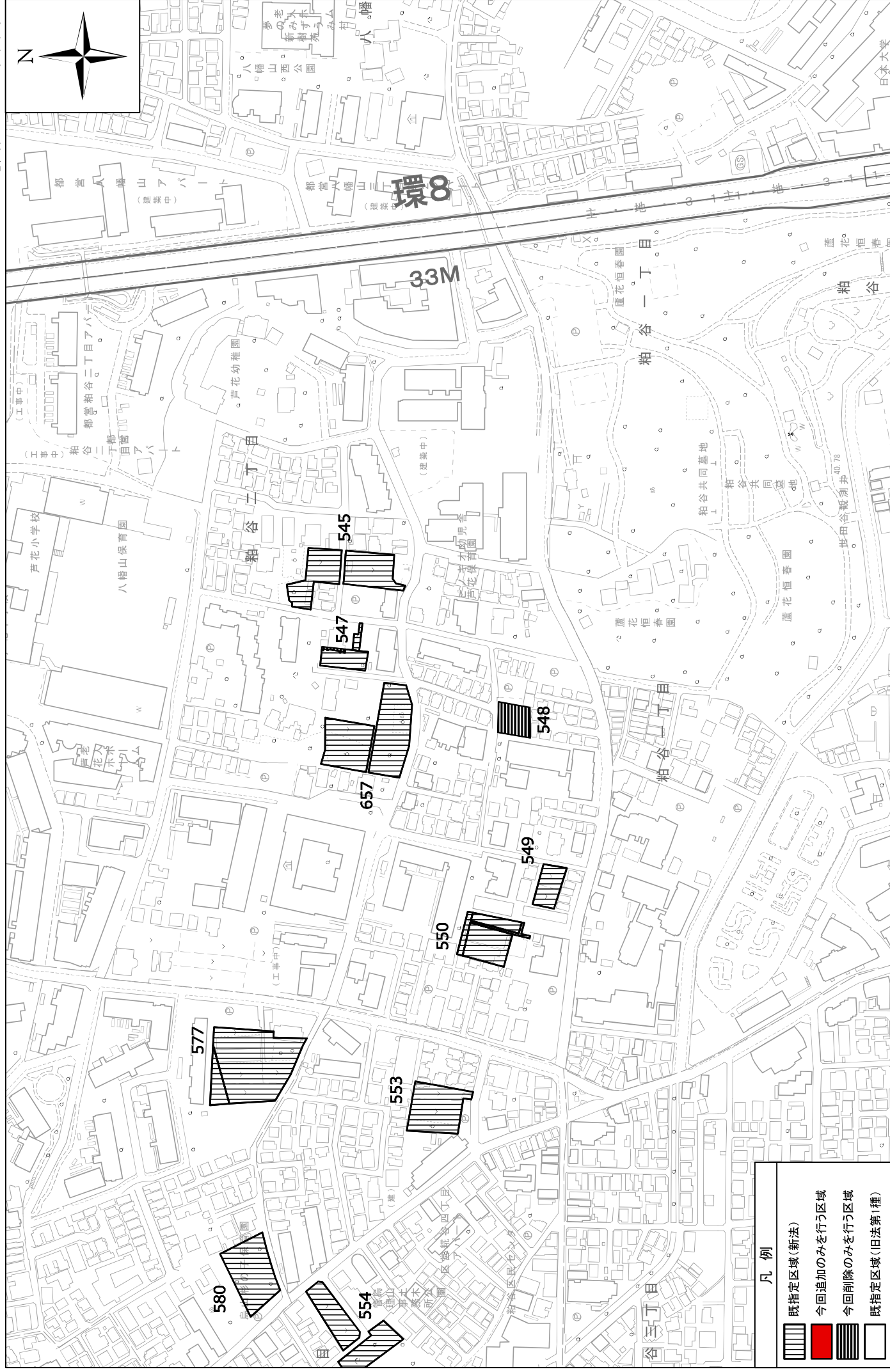
「この地図は東京都市計画生産緑地地区計画図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第 14 号、令和 8 年 4 月 17 日」
「この地図は東京都市計画生産緑地地区計画図(鉄道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第 6 号、令和 8 年 4 月 22 日」
「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都市計画生産緑地地区計画図(地形図)を使用して作成したものである。
(承認番号) MM 利計第 008-K112-1 号、令和 8 年 4 月 1 日・8 都市基幹部第 4 号、令和 8 年 4 月 1 日」
令和 8 年 5 月作成

听 雅 面 恒

中国图书馆分类法

凶如田斗

中国图书馆分类法



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。

(承認番号) 8都市基街都第14号、令和8年4月17日]

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道縮図）を使用して作成したものである。

(承認番号) 8都市基交都第6号、令和8年4月22日]

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。

(承認番号)MMIT利許第08-K112-1号、令和8年4月1日・8都市基交測第4号、令和8年4月1日]

1:2.500

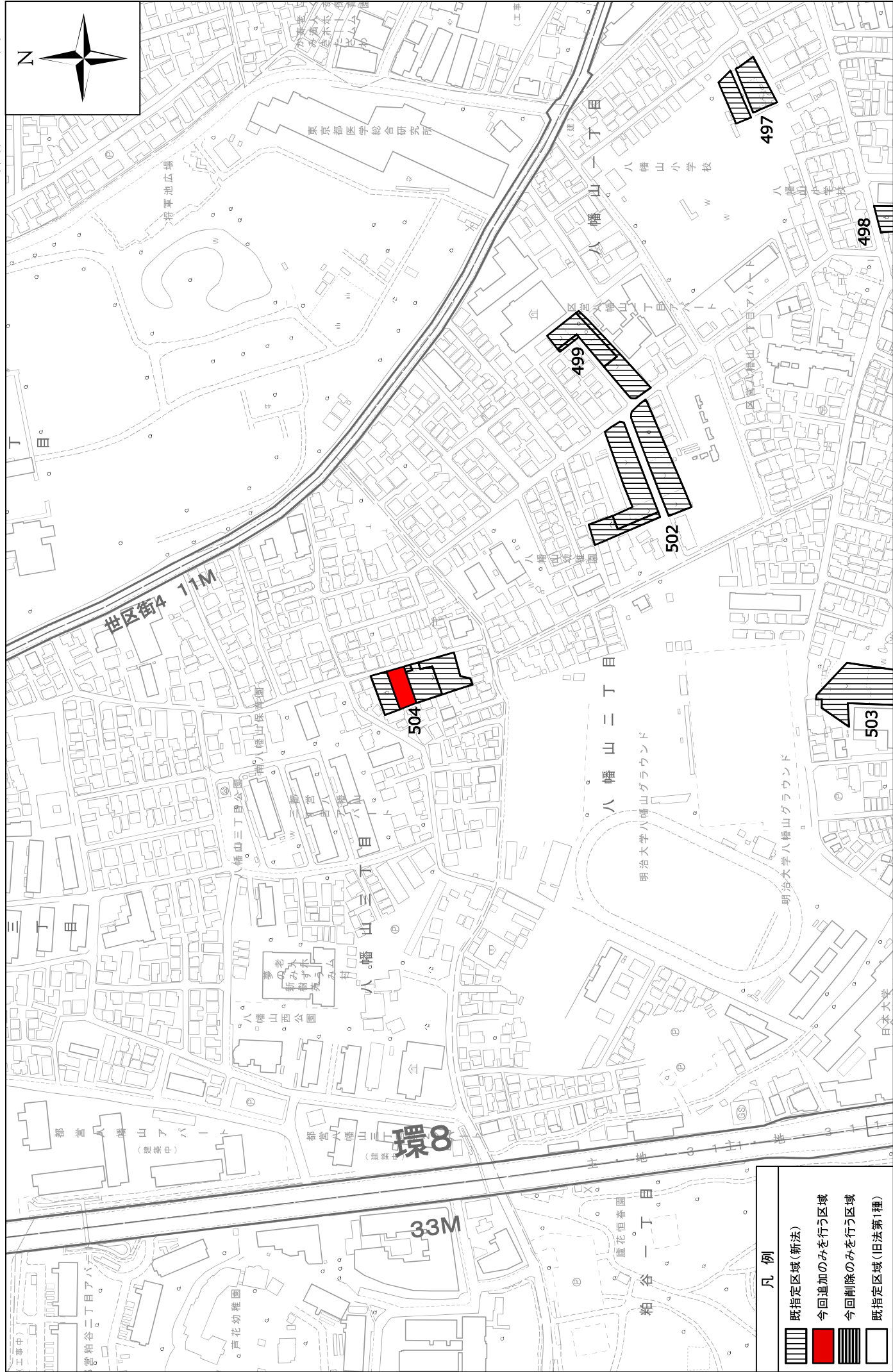
000,771

令和8年5月作成

7

東京都市計画生産緑地地区計画图(世田谷区決定)

図面番号
3 / 16
世田谷区
箇所図番号
4 8



凡 例	
	既指定区域(新法)
	今回追加のみを行う区域
	今回削除のみを行う区域
	既指定区域(旧法第1種)

「この地図は東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第14号、令和8年4月17日」
「この地図は東京都幅尺2,500分の1の地形図(鉄道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第6号、令和8年4月22日」
「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都幅尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MM利計第08-K112-1号、令和8年4月1日・8 都市基幹部第4号、令和8年4月1日」
令和8年5月作成

東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

図面番号
世田谷区
4 / 16
箇所図番号
3 7



この地図は東京都区部2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第14号、令和8年4月17日

この地図は東京都区部2,500分の1の地形図(緑道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第6号、令和8年4月22日

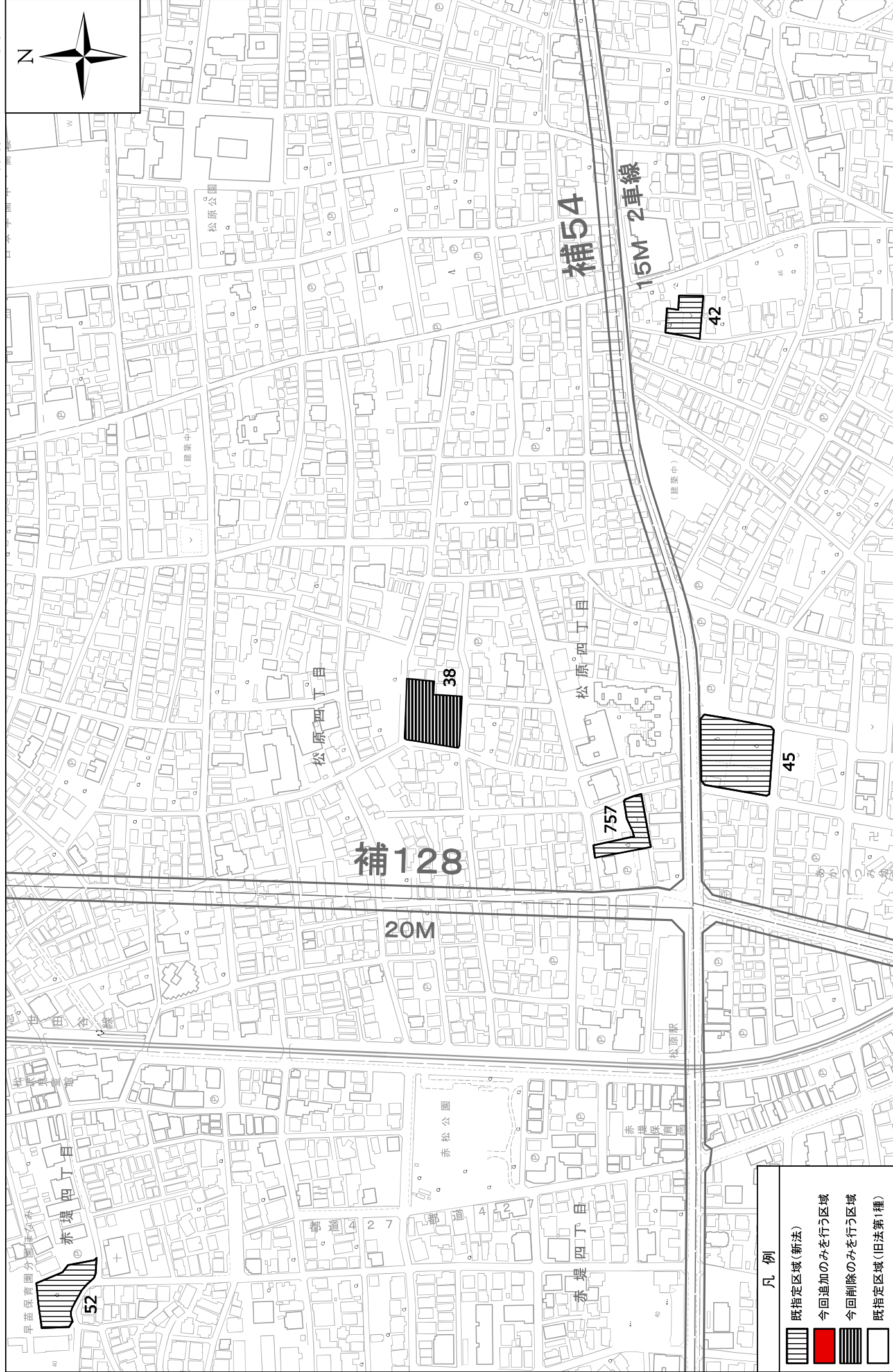
この地図は、都知事の承認を受けて、東京都区部2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MM利計第08-K112-1号、令和8年4月1日・8 都市基幹部第4号、令和8年4月1日

9

1:2,500
0 25 50 100 150 200 m

東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

図面番号
世田谷区
5 / 16
箇所図番号
5 9



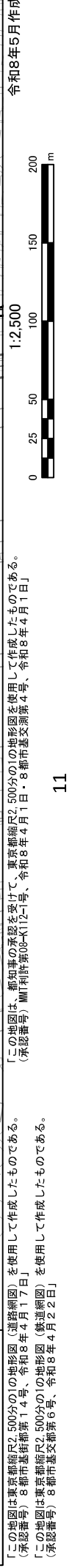
「この地図は東京都市計画生産緑地地区計画図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基幹部第14号、令和8年4月17日」
「この地図は東京都市計画生産緑地地区計画図(鉄道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基幹部第6号、令和8年4月22日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都市計画生産緑地地区計画図(地形図)を使用して作成したものである。
(承認番号) MM利計第08-K112-1号、令和8年4月1日・8都市基幹部第4号、令和8年4月1日」

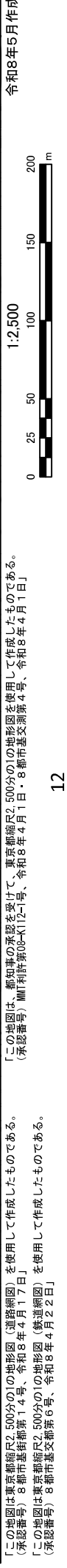
令和8年5月作成

今日
圖番所個

今日
圖番面

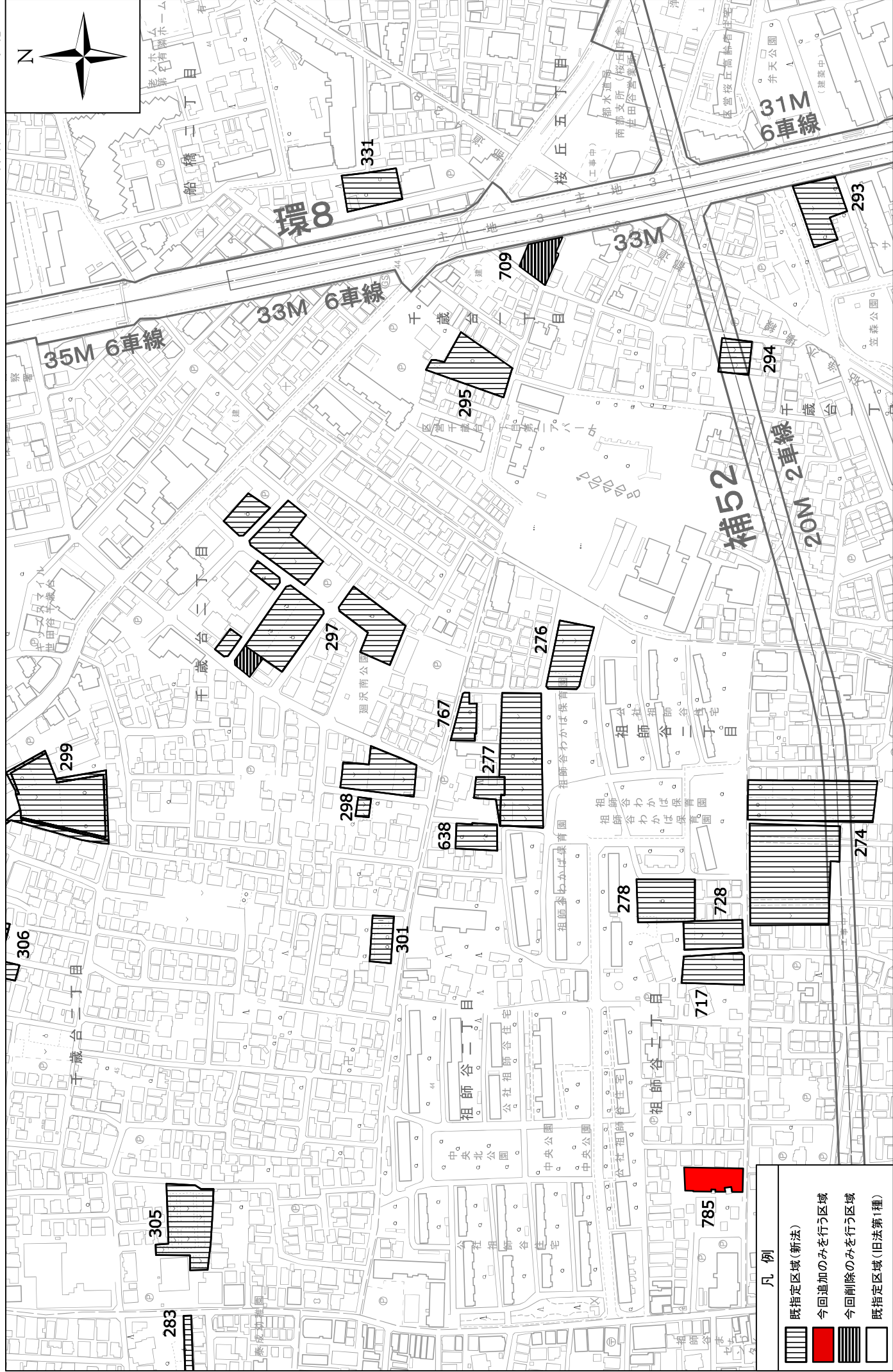


田公區 西番區 所番區



東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

図面番号 8 / 16
世田谷区
箇所図番号 8 12



凡 例	
	既指定区域(新法)
	今回追加のみを行う区域
	今回削除のみを行う区域
	既指定区域(旧法第1種)

「この地図は東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基幹部第14号、令和8年4月17日」
「この地図は東京都幅尺2,500分の1の地形図(鉄道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基幹部第6号、令和8年4月22日」

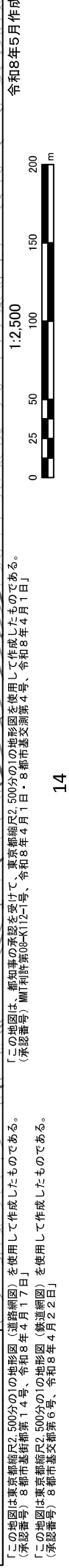
1:2,500

令和8年5月作成

日
本
公
司

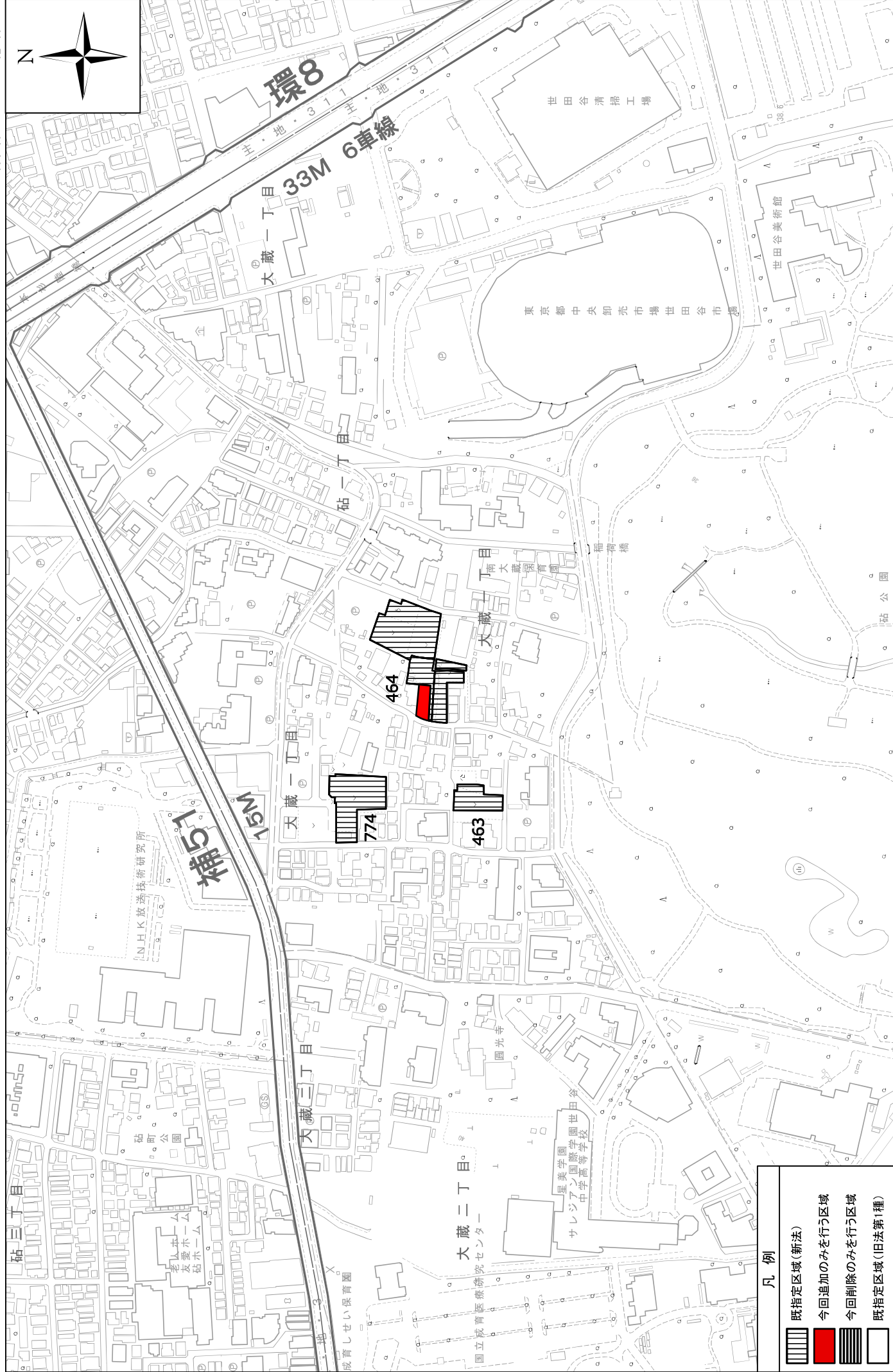
西
面
租
地

所
租
地



東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

図面番号
世田谷区
10 / 16
箇所図番号
12 16



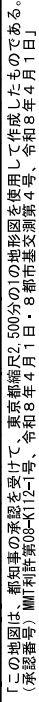
凡 例	
	既指定区域(新法)
	今回追加のみを行う区域
	今回削除のみを行う区域
	既指定区域(旧法第1種)

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基幹部第14号、令和8年4月17日」
「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(鉄道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基幹部第6号、令和8年4月22日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200
m

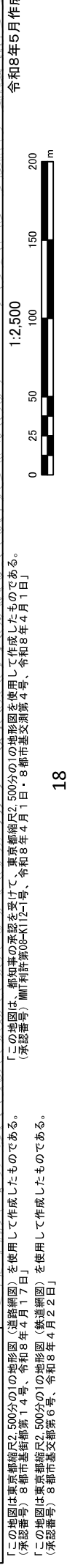
令和8年5月作成

世田谷区
図面番号
12 / 16
住所図番号
16



令和8年5月作成

個所図番号
16 17 20 21

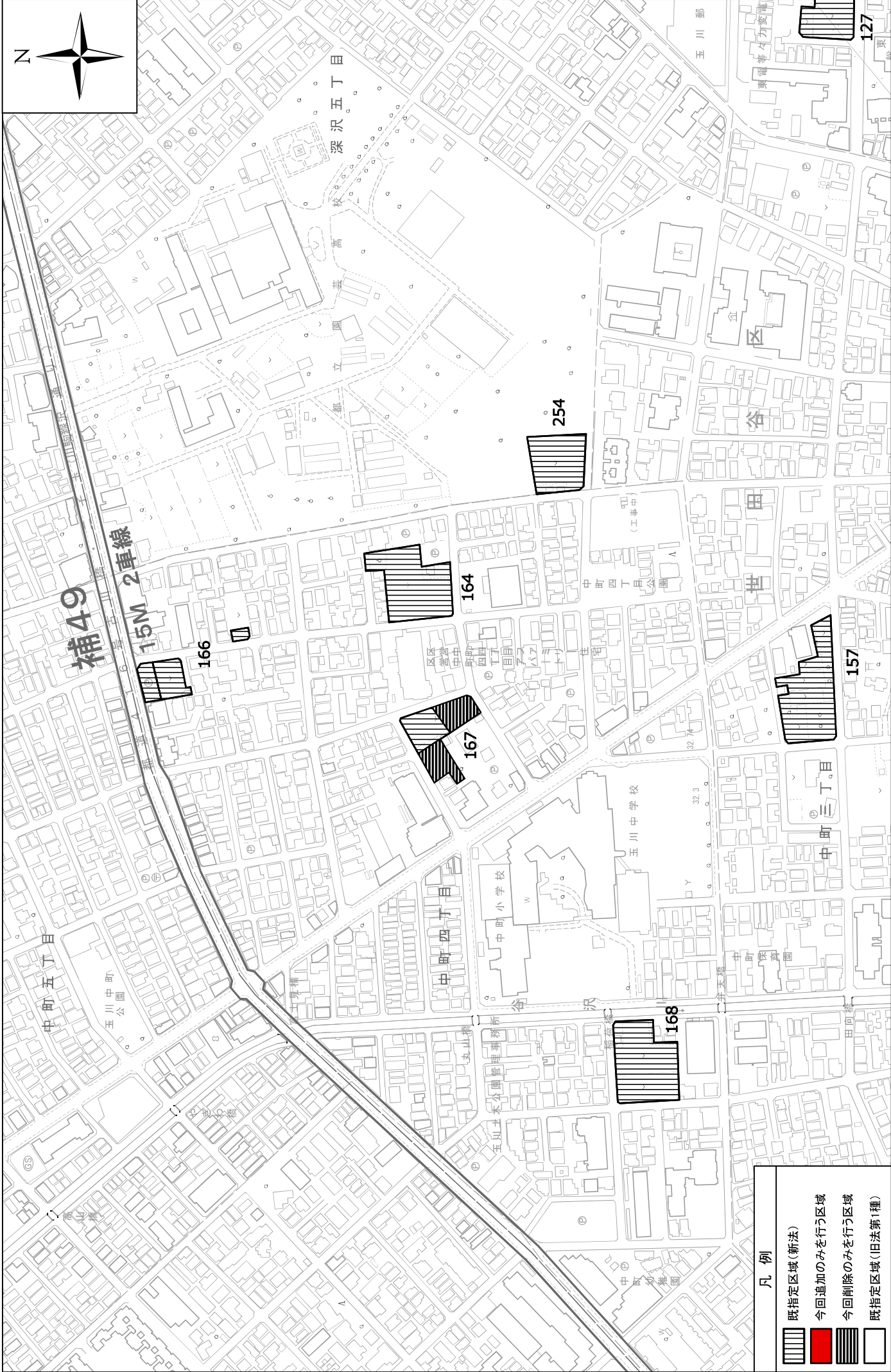


東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

図面番号
14 / 16

世田谷区

箇所図番号
21

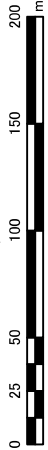


凡 例	
	既指定区域(新法)
	今回追加のみを行う区域
	今回削除のみを行う区域
	既指定区域(旧法第1種)

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基経第14号、令和8年4月17日」
「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(鉄道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8都市基交第6号、令和8年4月22日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MM利計第08-K112-1号、令和8年4月1日・8都市基交第4号、令和8年4月1日」

1:2,500

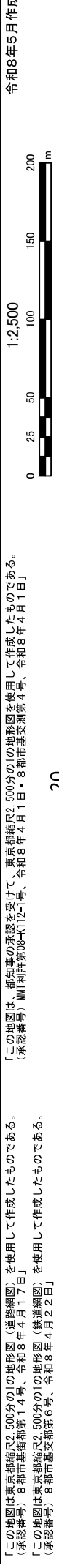


令和8年5月作成

日
本
分
館

函
面
番
号

函
所
圖
番
号



東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

図面番号
16 / 16

世田谷区

図所図番号
21 23



凡 例	
	既指定区域(新法)
	今回追加のみを行う区域
	今回削除のみを行う区域
	既指定区域(旧法第1種)

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第14号、令和8年4月17日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(鉄道網図)を使用して作成したものである。
(承認番号) 8 都市基幹部第6号、令和8年4月22日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MM利計第08-K112-1号、令和8年4月1日・8 都市基幹部第4号、令和8年4月1日」

1:2,500

0 25 50 100 150 200 m

令和8年5月作成

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画生産緑地地区（世田谷区分）

2 理 由

生産緑地地区は、平成3年改正の生産緑地法（以下「法」という。）第3条第1項の「公害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。」との趣旨で指定するものである。当区では、この趣旨に基づき、平成4年度から生産緑地の新規指定を図り、平成5年度までに654地区（約147ha）を指定した。その後、買い取り申出等に伴い生産緑地地区は減少の一途をたどり、令和7年度に453件（約77.81ha）となった。

農業等との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等のうち、「世田谷区生産緑地地区指定要領（平成12年2月1日施行）」の指定要件に適合する農地等について、生産緑地地区として指定する。

併せて、行為制限の解除等に伴う削除を含めて生産緑地地区の都市計画変更を行う。